

第1章 新興国台頭とグローバル・ガバナンス

納家 政嗣

はじめに

冷戦の終結は、新たな秩序を求める多くの論議を引き起こした。40年にわたって冷戦が内外の変化を封じ込めていたから当然である。グローバル・ガバナンスは、こうした時代の雰囲気を反映して、未来設計の抱負が込められた典型的な概念の一つであった。1990年代初期、世界にはそれを現実のように思わせる動向があった。1991年の湾岸戦争を機にアメリカは国連の復活を唱え、国連史上初めての安保理サミットが開催され、国連平和維持活動が急増した。長く停滞していた環境問題でも、リオデジャネイロの地球サミットで気候変動枠組み条約が調印され打開の可能性を感じさせた。1995年には新たに世界貿易機関（WTO）が発足した。前後して人口、人権、女性、社会について多くの世界会議が続々と開催され世論を啓発した。グローバル・ガバナンス論は、こうした動きを受けて新しいグローバル・イシューが主として急速な経済成長の結果である地球環境の悪化、相互依存を管理する政策枠組みの不足、格差拡大と福祉制度の後退、国内統治の弱さと破綻、統制不能な非国家主体から生じる問題に移った、と論じた。新しい脅威には多国間協調による対処が不可欠だが、主要国間の対立がなくなったのだから今やそれは可能である。こうしてグローバル・ガバナンス論は、新しい時代を迎えるとき特有の楽観論を含みつつ、各方面で新秩序の模索を促した。

それ以来、およそ20年、環境、金融、貿易、平和構築など、いわゆるグローバル・イシューについては実績は目覚ましくないかもしれないが取り組みが始まった。他方、より目につくようになったのは、これもグローバル化の一帰結であるが、世界的な経済成長、中でも新興国の台頭である。近代以降、国家間の成長・衰退劇は珍しいことではなかった。しかし現在の新興国は、近代の国際政治が想定してきた並みの国家ではない。人口、面積が巨大で、およそ20年後には長く覇権国として国際秩序を主導したアメリカをも凌ぐ経済力（GDP）を備えることがほぼ確実にようになってきた¹。新興国の参入が国際政治のパターンを変え、従って冷戦後のグローバル・ガバナンスにも大きな影響を与えることは確実であろう。この報告書は、その影響の性質や範囲を検討しようとするものである。

検討にあたって最初の問題は、実は「グローバル・ガバナンス」が多義的、曖昧だという点にある。ガバナンスは、それが明確にどのような秩序であるかは定かでない。また急成長している国家は多いが、新興国とは誰なのか、経済力の分布の変化がどのような政治

的含意を持つかも知れないと厳密に検討されているわけではない。このため最初に報告書全体の構図を描く多少の概念論が必要である。グローバル・ガバナンスと新興国台頭の関連について基本的なイメージを描き、報告書全体の構図としたい。

1. 国際政治とグローバル・ガバナンス

ガバナンス (governance) は、ある主体 (個人、集団、機関<例えば政府government>など) が一定の人間集団 (社会) の範囲で共通問題を解決・処理し安定状態を作り出す行為 (統治) を指す²。統治が作り出す安定した状態は一般に秩序と呼ばれよう。この概念の分かりにくさの一因は、どこまでが統治でどこからが秩序か、を分析的に切り分ける難しさにある。統治主体 (政府) が制度的に確立している国内政治の場合は、統治を方法によって民主的、専制的なそれ、あるいはもっと詳細な手続きやスタイルによって同定することは比較的容易である。しかし権力の制度化が極めて緩やかな主権国家体制下の政治では、誰の行為が統治にあたるか、あるいは意図せざる行為の相互作用の結果として生じた安定したパターン (秩序) であるか、を区別するのは難しい。実際国際政治学ではこの点を明確には区別してこなかった。現実主義と自由主義が対置されるのは、前者が覇権国、有力諸国によるガバナンス (統治) を語るのに対して、自由主義はどちらかという規則や制度による体制 (秩序) に比重をかけて説明したためでもあった³。

冷戦後、このような研究状況を越えてガバナンスという用語が広まったのは、そこに新しいニュアンスが加わったからである。1980年代以降のネオリベラル政策の拡散により社会主義圏から途上国まで市場経済に組み入れられる中で、新秩序論が噴出した。国際関係にとどまらず、ガバナンスという概念の下で、民主制、地方自治、企業経営、さらに世界的な環境、金融、開発まで、秩序のありようが問われたのである。それはグローバル化を受けて、民主主義、中央集権、株式会社など近代を支えた制度が軒並みに見なされる時期を迎えたことを示していた⁴。これが秩序という静態よりも、それを作り出す行為 (ガバナンス) を問うことになった背景であった。

学界の研究動向を別にしてこの秩序再編への機運を体現した大きな動きの一つが、「グローバル・ガバナンス委員会」の世界持ち回りの討論、その報告書『地球リーダーシップ』(1995年)の公刊であった⁵。報告書は、地球を一つの社会と見て、そこでは大戦争の恐怖が遠のいたにもかかわらず、人間 (人類) にとっての平和、安全が確保されていないことに目を向けさせようとした。脅威は従来のような特定大国の体制や行動 (ナチズム、共産主義、あるいは戦争) から生じるのではなく、むしろ格差、貧困、地球システムの混乱、国家の脆弱性や破綻から生じていることを強調した。これらの課題に対しては従来の国家

と国家だけの相互主義的な制度では十分でない。報告書は、多国間の協調とともに非公式なものも含む様々な方法、それを担う多様な非国家主体の参加によって秩序の間隙を埋めることを主張した。それが、ここでいうグローバル・ガバナンスであった。「グローバル」には「国家間 (international)」だけでないというニュアンスが込められており、窮状にある世界の個々の人間レベルにまで統治が及ばなくてはならない、報告書はそう訴えていた⁶。

もちろん報告書は、地球社会が抱え込んだ多くの難題について世界を啓発しようとしたのであって、必ずしも秩序アプローチとしての理論的な一貫性、体系性を追求したものではない。しかしそれだけにこの概念の新鮮さは、その後あらゆる立場からの秩序論を誘発し続けた。二つの流れを区別したい。一つは学術的な研究である。この議論に最も親和性があり体系的な議論を展開したのは1980年代以来の自由主義的な制度論、とくにレジーム論である⁷。しかし同時に、冷戦終結以来低調だったマルクス主義的な立場⁸からは金融危機をもたらす資本市場の構造分析がグローバル・ガバナンス論として示され、社会民主主義的な議論は、ネオリベラルによる市場主義を批判し、新しい福祉論を活発化させた⁹。批判理論は、引き続き市場の装いの下に潜在する新しい権力関係を解析し、より公正な世界の展望を唱えた¹⁰。途上国問題がこの議論の中で大きな位置を占めたことから、途上国の苦境に即して開発論、内戦を中心とする紛争論、人道支援・平和構築、国連改革論が発展した。

もう一つのグローバル・ガバナンス論の展開として、多様な運動論とのリンクは見逃せない。人口、貧困、環境、女性、人権・人道、さらには反グローバル化まで、NGOの実行と規範唱導から大規模な街頭行動までが、ガバナンスの一部をなすかのように論じられた¹¹。グローバル・ガバナンスは、こうして方向の異なる多様な学術研究や「世直し」のスローガンとして広まり、どのような価値、どのような秩序を志向するのか、あるいはアプローチに関する学術的な厳密さは問われなくなったのである。

従ってこの概念をどのように性格づけるかは、依然として大きな問題である¹²。先のガバナンスの定義を多少敷衍すれば、グローバル・ガバナンスとは、情報通信技術の発達と経済の金融化によってグローバルに一体化した国際市場、深い社会的相互依存に対応して、グローバルな「公」のシステム維持と公平な配分のための政治（集团的決定・実行）を設計することといえるであろう¹³。いわばグローバルな「マクロ政策」の担い手、実行方式の設定といってもよい。経済学は、それが政治の役割と考える。しかし国際の政治がいつでもその役割を果たせるわけではない。国際政治学は、歴史的、文化的に余りに多様な人類にとって「一つの統治」が決して幸福をもたらさない、と考えるのである。こうしてグ

グローバル・ガバナンス論の第一の性格は、字面の世界政府的な印象や一部の理念主義的な世界社会論にも拘らず、国際社会を越える秩序を目指すのではなく、政府がなくてもガバナンスを高度化できる、すべきである (governance without government)、という基本認識にある¹⁴。実際グローバル・ガバナンス論の多くは国家の能力を高めるべきことを強調する。途上国については国内統治の改善、国家の自立さえ目標にしている。

グローバル・ガバナンス論の性格は、国際政治学における従来の秩序論との位置関係からさらに明らかにできる。国際秩序論は、大まかにいえば国際政治学における現実主義、自由主義という基本アプローチに沿って二つに分けられる¹⁵。グローバル・ガバナンス論は、国境を越えるグローバル・イシューに対応しようとしており、従って基本的には同意に基づく多国間主義的な規則の形成、実行というアプローチをとる。これが後者の自由主義的な秩序論の系譜にあることは明らかで、それこそが第二の性格なのである。

しかし冷戦後のグローバル・ガバナンス論には、単に自由主義的ということとどまらないいくつかの傾向 (ある種の偏り) があることを指摘しておくべきであろう。それは一つにはグローバル・イシュー¹⁶に対応しようというところから、もう一つには国家と国家間制度に対する失望から生じていると思われる。一つの傾向は、従来の条約・協定など国家間のフォーマルな規則だけでは不十分と考えるところにある。各種のプログラム、プロジェクト方式の試行錯誤、現場におけるアドホックな連携や工夫を積極的に取り込もうとする。もう一つは、問題解決へのプログラムが具体化され、実行活動がコミュニティや人々のレベルにまで届くことを重視するから、それを担う国家以外の多様なアクターの参加を高く評価する。最後にインフォーマルな実行やアクター混合という性格から当然ともいえるが、決め方における民主的手続きや公正さ、実施過程の透明性、説明責任などガバナンス活動における規範の強調が挙げられよう¹⁷。

実際、例えば『グローバル・ガバナンス』誌などの論考を見ると、貿易、金融問題の分析はもちろんあるが、グローバル・ガバナンスの事例研究として例えば対人地雷の禁止条約 (NGOネットワークとカナダ政府)、グローバル・コンパクト (国連と多国籍企業の合意)、紛争ダイヤモンドに対するキンバリー・プロセス (NGOと企業)、感染症撲滅のグローバル・ファンド (政府、企業、財団、国際機関、住民運動の連携) など近年枚挙にいとまがないトランスナショナルな活動が取り上げられている¹⁸。グローバル・ガバナンスの一つの典型的なイメージは、このようなグローバル・イシュー、主体混合、多様な方法、実行過程の規範に特徴づけられる事例なのである。これを狭義のガバナンス活動と呼んでおこう。

これが現在のグローバル・ガバナンス論が示す一つの「傾向」である。しかし狭義のガ

バナンス活動は独立したものではない。国際法、国際組織、諸レジームなどの国際制度と入れ子的に組み合わせられており、つまりは国際秩序の一部である¹⁹。先の二つの国際秩序論に戻っていえば、ガバナンス活動が戦後米欧、西側世界が築き冷戦後世界に広まった自由主義的秩序の延長上で可能になったことは間違いない。しかしさらに重要なことは冷戦終結後の自由主義は、実は19—20世紀後半の国際社会が目標とし得なかったような普遍的な価値や規範まで標榜しており、グローバル・ガバナンス論はこれと切り離し難く重なっているということである。そこには例えば制限的な主権（主権責任）論、市場化、民主化、人権、法の支配、環境保全、貧困の解消、人道支援、大量破壊兵器の不拡散、他に人身売買、マネーロンダリングなどの犯罪防止まで含まれる。「普遍的」とは、その適用においては原則として発展段階、文化、国内／国際の境界で区別をしないという意味に近い。これは193の国家からなる国際社会においては、その内のどれを優先するか、どの程度までかが問われるような、かなり野心的な秩序論である²⁰。

このように整理すると、新興国の台頭がグローバル・ガバナンス論に投げかける問題ははっきりする。西側先進国の優位が崩れるとともに、グローバル・ガバナンスの基礎をなす、冷戦後の自由主義秩序が後退するかどうかという問題である。

2. なぜ新興国が問題か

グローバル・ガバナンスの将来に影響を与える新興国とは誰で、なぜそれが問題かを見しておく必要がある。新興国の台頭が注目されるようになったきっかけは、ゴールドマン・サックスが顧客レポートでブラジル、ロシア、インド、中国を、急成長国グループBRICsとして取り上げ、その内の中国はGDPで2039年には米国を追い越し、世界第一の大国になると予測したことであった。その趨勢は加速し、その数年後には、中国がアメリカを追い抜く時期を10年以上も前倒しする報告書を発表した²¹。

その衝撃は、未知の状況を前にした時の多くの不安が入り混じり増幅されている。まず新興国は、アメリカという覇権国を追い抜くほどの規模であった。BRICs諸国は人口（世界の4割）、面積（世界の3割）などの規模において最大級の国家であるが、その中にさらに中国やインドのようにアメリカの5—6倍の人口規模を持つ国家が含まれていた。20世紀後半に米、ソ連の率いる二極構造が現れた時、国際関係は狭い欧州に人口5千万前後の諸国がひしめく国際政治から大陸国家の時代に移行したといわれた。10億人以上の異形の国家を含む国際政治がどのように運営されるかは予想しがたいものがあった。

新興国は、単に規模が大きいだけではない。秩序はどんなに緩やかなものでも統合のための原理、あるいは基本価値を反映する。現代の国際社会は、ここ2世紀ほど世界大戦は

あってもそれを乗り越え、西欧的な価値を基礎にして「近代」的な国際秩序を形成してきた。グローバル・ガバナンス論もこの秩序を前提にする。ところが中国にしてもインドにしても18世紀まで長くユーラシアに文明圏を形成した巨大帝国の末裔であり、それぞれ儒教・道教、ヒンドゥー主義など近代西欧とは異なる価値体系、それに基づく世界観を蔵している。それが国際秩序に徐々に浸透すれば、国際政治の運営は根本的な不透明性を抱えるのではないか。しかも価値観の違いが高じる時、冷戦終結で終わったかに見えた「力の移行」に伴う覇権戦争の再来も懸念された²²。

しかし新興国も真空の中で台頭しているわけではない。現在の国際システムの中で歴史的に形成された国家であり、いうまでもなく現秩序に深い利害関係を持っている。その影響については、利害関係を勘案してできる限り具体的に考えてみるべきであろう。新興国の台頭による影響は、重なってはいるが大まかには二つに分けて考えることができる。一つは大規模な国家が台頭し、既存の主要国との間で秩序のありようをめぐる競争・対立が激化する場合である。これは伝統的な勢力均衡（力の競争）に近い状況であろう。もう一つは個別にはそれほどの規模ではないが、数が増えて全体として世界のGDPや貿易において既存主要国（先進国）のシェアを低下させる場合である。

後者から考えてみよう。実は、現代ほど多くの国家が急速に成長を遂げる時代はなかったかもしれない。国際市場経済では、市場の不均衡効果が国内ほど制度的に緩和されないから、いつの時代も国家間の経済的な興亡は珍しいことではなかった。しかし産業革命後の工業化が国家間の興亡サイクルを早め、さら技術革新、資本移動の自由化、海外市場の利用拡大がそれを加速し続けた。グローバル化がもたらした過剰気味の資本移動と各国経済の規制緩和・対外開放が急成長国を増大させたことは明らかである。ゴールドマン・サックスは、BRICsに続いて2007年にはNEXT11を挙げたが²³、その他にも投資コンサルタントが営業活動の一環として様々な成長グループを提示している。

ただし1970年代の韓国や台湾などアジアNIEs（4竜）が急成長した時、それによって国際秩序が覆るという議論は生じなかった。現在もエチオピア、モザンビーク、タンザニアなどサブサハラ諸国は7-8%の高率で成長を遂げているが（2011-15、IMF推定）、その種の話にはならない。NIEsやアフリカ諸国の成長は、現行経済体制への統合という以上の意味が考えにくいからである。これらの諸国はよい意味でも悪い意味でもルールメーカーになるほどの規模を持たなかった。

ゴールドマン・サックスの成長予測が正しければ、今世紀半ば過ぎには、世界GDPランキング表の上位にアジアなどの現途上国が多数並ぶかもしれない。しかしその場合でも、例えば先進国G7にBRICsなど主要新興国を加えたG20が、世界GDPの8割を占めるか

ら、逆にいえばその他の諸国は成長しても世界の10数%の規模にとどまるであろう。これはかつての非同盟諸国や南北問題におけるG77に近い状況と考えればよいかもしれない。このような場合は国際秩序が一举にひっくり返るわけではなく、先進国は次第に国際経済における比重が小さくなるにしても時間をかけて交渉し、取引(bargaining)を繰り返す中で徐々に新興国を含む新しいガバナンスに移行できるであろう。それは従来の国際政治の連続性の内にある。どの新興国が重要かは 이슈ごとに変わる。

新興国が台頭するもう一つの影響パターンは、先進国と新興国の秩序をめぐる競争、対立である。いずれの新興国がどのくらい多くのグローバル・イシューで影響力を持つかによって、グローバル・ガバナンスへの影響は異なる。

先に述べたようにグローバル・ガバナンスの基盤も主要国間の協調にあるから、安全保障は最も重要なイシューである。ここで世界的な影響力を持つのはソ連時代の核戦力を引き継ぐロシアのほか、経済成長とともに軍備を拡張し海軍を中心に軍事活動を活発化させる中国であろう²⁴。アメリカを中心に構築された同盟や連携国(partners)のネットワークに長期にわたって挑戦する可能性があるのは中国以外に考えにくい。ロシア、インド、インドネシアは何らかの形で中国との関係において安全保障のアクターとなる可能性が高い。ブラジル、南アフリカは、地域的にはともかく世界的な敵対・協調という意味での安全保障問題はほとんど抱えていない。

冷戦後の安全保障問題は、二国間的な力の均衡という意味での安全保障問題だけでなく、テロ、人道問題での内政への関与、大量破壊兵器の拡散への対処などに広がってきた²⁵。ここでは主要国の協調が必要になるほど、新興国は拒否的影響力を持つ可能性が高い。この分野の重要な意思決定は国連安全保障理事会で行われるから、逆に常任理事国である中国、ロシアは極めて大きな影響力を持つであろう。長い「核の孤立」からやっと脱したインドがどう振る舞うかも核拡散問題では影響力を持ちそうである²⁶。イラン核開発問題では2010年にブラジル、トルコがイランから燃料棒国外搬出同意を取り付けた仲介外交も注目される(その後のイラン制裁決議で両国は反対)。またこれらの新しい安全保障問題は、多くは地域的な文脈で生じるため地域の有力国、南アフリカ、トルコ、アルゼンチン、インドネシアなども主要アクターである。

貿易、金融では基本的に経済規模(GDP、貿易額シェア、外貨準備)が影響力資源となる。大規模諸国を除外して経済ルールを作っても実効性を欠くし、逆に当該新興国の経済が混乱した時には国際システムへの波及範囲が大きくなるからである。ここでも中国が群を抜いて大きい。金融・財政危機の事後処理においては外貨準備がものをいうが、対応の意思決定では最後の救済機関という性格を強めたIMF出資シェアが注目される²⁷。ここで

も2010年11月に承認された改定によって第三位に浮上した中国(6.39%)が主要アクターであり、インド(2.75%)、ロシア(2.71%)、ブラジル(2.32%)が続く(8-10位)。環境問題でもパターンは似ている。世界最大の温暖化ガス排出国になった中国は、ネガティブながら大きな影響力を持つ。ついでインドの排出量も増える。さらに問題なのは両国の石炭依存が急速に伸び、2015年には世界消費の半分を占めると予想されることである。この両国を含まない排出量規制は実効性を欠くから、将来の規制内容に強い影響力を持つと思われる。

新興国は、先進国と異なりすべての分野に満遍なく影響力の資源を持っているわけではないから、いずれの新興国が重要かはイシューごとに違ってこよう。従って秩序問題と言っても実際には先進国対新興国になるわけではなく、安全保障、貿易、金融、環境、平和構築など主要イシューごとに先進国、新興国入り乱れて連携パターン(組み合わせ)が変わるであろう。さらにいえば先進国、新興国双方が、交渉戦略上、自国に有利になるようにその分野の主要国を選び、あるいはフォーラムを選択するということである。それぞれの分野の利害関係国は政治的な判断によって増減するから、グローバル・ガバナンス全体の大きな展開を見るためには、新興国としてBRICsのほかに少なくとも豪州、韓国、シンガポール、メキシコ、トルコ、南アフリカ、潜在力を考えるとインドネシア、アルゼンチン、資源国としてサウジアラビアまで含めたG20の範囲で検討するのが妥当である²⁸。しかし上に見たようにその中でも多くのイシューに関わるのは主としてBRICs²⁹、さらに参加しない場合の影響も含めて安全保障に至るすべてのグローバル・ガバナンスの展開に関わるのはほぼ中国に絞られる。以下では主としてBRICsを念頭に、また安全保障問題についてはとくに中国を念頭に検討したい。新興国が現在の国際秩序の中でどのくらい自国の利益を増進できると考えるか、どのくらい不満を抱えているか、それを解決するための武力行使まで考えるか、などそのアプローチを具体的に考えてみよう。

3. 新興国の行動パターン：対立と交渉可能性

新興国の国際秩序に対するアプローチを規定する大きな要因は、一つはいうまでもなく国際環境であるが、ここでは広い意味での国内体制がはるかに重要であろう。新興国の体制の特徴は、何よりも依然として途上国だということから生じている。ゴールドマン・サックスの予測でも2030年に中国はGDPでアメリカを追い越しているが、1人当たりGDPでいえば米国の5分の1程度で、人口のかなりの部分は途上国レベルにとどまる(ちなみに2030年の1人当たりGDPはインドが米の10分の1弱、ブラジルは3分の1、ロシアは半分程度)³⁰。富裕層は生まれるが、いずれの新興国でも所得格差、福祉格差が大きくなると想定さ

れる。産業構造もロシア、ブラジルのように石油、鉄鉱石など一次産品輸出への依存が大きく、中国の輸出はなお労働集約的な製品比率が高く、インドは農業（とサービス産業）の比率が非常に高い。国営、公営、財閥企業が優位の国家資本主義の色彩が残り、経済政策は成長を優先して裁量的であり、市場経済とはいえ規制が格段に多く、ロシア、インドが典型であるが法の支配、行政の透明性が低い³¹。

しかも新興国は今後、成長ゆえにさらに大きな課題を抱えることになる。いわゆる「中所得の罫」の時期を迎えるからである³²。経験的にいうと1人当たりGDPがおおよそ5000～10000ドル圏内に入ると、賃金、地価の上昇、他国の追い上げなどからそれまでの成長を支えた産業が競争力を失い、さらなる成長を維持するためにはより資本・技術集約的な産業、サービスを中心とする第三次産業への構造転換、内需中心の成長への移行が必要になるとされる。これは既存システムの改造ともいえる大事業であり、転換に成功しても成長率鈍化、摩擦的失業、格差拡大、急速な都市化と生活環境の悪化などが不可避の過程である³³。痛みを避けて労働集約的産業を保護すれば、長期的には競争力はさらに低下する。規模の大きな新興国は、かつての韓国、台湾のように成長／産業転換／民主化といった小回りは難しい。その過程で急速な都市化と非熟練労働者の失業が増大すれば、政治の不安定化も避けられない。

ここに新興国の対外アプローチを制約するジレンマがある。一方では、移行期の痛みを緩和するには依然として高めの経済成長が必要であり、そのため新興国は環境として引き続き開放的な国際経済体制を死活的に必要とする。この意味で新興国は必ずしも現国際秩序の根本的な改変を望む立場ではない。しかし他方、冷戦後の国際秩序はグローバル化に伴う深い相互依存を管理するために高度に、かつ自由主義的に制度化されている。新興国がそれを受け入れるのは未だにコストが大きいといわざるをえない。「高度な制度」とは「国際／国内の壁」の低下を旨としているが、それは新興国の発展段階に伴う規制水準、市場の自由化と透明性、法の支配と齟齬をきたす可能性が高いのである。貿易に関わる諸規制の緩和、政府調達、労働基準、知的財産権、環境保全、さらには人権尊重まで、端的に言えば現在の秩序は途上国には内政干渉的なのである³⁴。

この結果、新興国の現行秩序への対応は、機会主義的、選択的なものになるであろう。新興国間の政治体制の違いも大きいだが、ここでは経済分野を中心に大まかに整理する。パターンとしては、国内体制の変更に関わる場合は概して拒否的、利害が相反しない場合は条件付き受け入れ・先送り、政治・経済的に自国を利する場合には、既存制度の強化と参加、その中での地位の向上が考えられる³⁵。

第一に現行国際制度が自国の利益になる分野では、その維持、強化とその中での地位や

発言権の強化が基本的なアプローチとなろう。中ロにとって国連安保理の常任理事国であることは、国際的な地位の保障としてもっとも重要であり、インド、ブラジルもその地位の獲得努力を放棄することはない。IMFにおいては途上国の拠出シェアの拡大に努め、中国は第三位になるとともに副専務理事ポストを確保している。世界貿易機関（WTO）は、貿易ルールに途上国の利害を反映する最も重要な場であり、BRICsはそこでリーダー役を模索する。中国にとっては加盟当初提訴されることの多かった紛争解決メカニズムも、自らの防衛的な提訴が増え、貿易利益防衛の最も有用な制度となった観がある。このような基本制度については、新興国は保守的であり、現状維持志向的ということができよう。

第二に、条件闘争的なアプローチをとる分野もある。その典型は、途上国としての優遇措置の追求に見られよう。WTOやその下での「ドーハ開発ラウンド」では、「特別の異なる待遇」(S and D)を強く主張し、多くの交渉にこの原則を導入しようとする。自由貿易協定（FTA）は、特定セクターを一括除外せず90%以上のカバー率を条件としてGATT24条により例外的に認められるとされるが、途上国にはこれが適用されない。途上国優遇とは異なるが、中国の元をドルにペッグする管理為替政策は、輸出競争力をゆがめるものとして、またグローバル・インバランスの一因として米欧のみならずブラジルからも批判を受けているが、中国は年数パーセントの元高によって批判をかわしている³⁶。知的財産権などの国内履行も遅々として改善されない。環境問題では、「共通だが差異ある責任」原則によって新興国はロシアを除いて非議定書締約国の地位を与えられ、最大の温暖化ガス排出国の中国、排出が急増するインドも規制を受けない。新興国は、最小限のコストで現行制度からできるだけ多くの利益を享受するフリーライダーのような戦略を描ける立場にある。

第三に、新興国が最も受け容れ難いのは、国内体制の変更に関わる規則や実行である。新興国は途上国のリーダーとして途上国寄りの態度をとり、内政不干涉原則を強調しがちである（もちろん新興国間で政治体制に違いがあるが後に触れる）。中国の一方支配、ロシアのプーチン政権の権威主義的な体制が、冷戦後に広まった自由民主主義的な思潮、人権、民主化、法の支配などの規範に対して防御的に反応するのは自然であろう。そうした対応が、比較的鮮明に現れる 이슈は、平和構築や人道的介入、大量破壊兵器拡散に伴う制裁などである。中ロといえどもWMD拡散を支持するものではないが、それが制裁に及ぶ場合には極めて慎重である。拡散疑惑に発する対イラン制裁決議（決議1929、2010年）も憲章41条（非軍事措置）限定の明記を求めた。武力行使は支持しない。さらに敏感なのは、民主化弾圧に対する制裁や人道介入の場合である。2011年春のアラブの民主化運動では、対リビア制裁決議（安保理決議1973）に対してBRICsはすべて棄権した。しかし拒否権の

行使がなく決議が成立し、NATO はこれを根拠に飛行禁止区域を設定しリビア空爆も行った。このため中ロは、続くシリア制裁決議では2011年10月、2012年2月（第42条措置は取らないことを明記）と一貫して拒否権を行使し、廃案に追い込んだのである。

ここにはいうまでもなく多くの利害が絡んでいよう。中国にとって北朝鮮は、どのような体制であっても、また核実験をしても、安全保障上、存続が望ましい。イランの周辺（ロシア国内を含む）への影響力を考えれば、ロシアにとってイランの混乱は安全保障問題である。シリアはロシアにとって重要な武器市場であり、軍事基地も置く中東の拠点である。しかしこれらの問題では、中ロにとっては米欧主導の内政関与的な政策が勢いを得ることに対する忌避感が強く作用していると思われる。民主化運動や民族的分離運動（また中国の場合は工業化に伴う土地収奪に抵抗する暴動の頻発）を抱える国家からすれば、このような国際的実行は、安全保障問題に近い機微な問題であろう。グローバル・イシューの重要分野である平和構築活動でも、インド、ブラジルとともに中国も人員派遣には積極的であるが（資源獲得の狙いもあるとされる）、中国は紛争後の政府再建など政治的な活動には消極的である。内政不干涉原則に関連する態度である可能性が高い。

以上のように新興国のアプローチは複雑である。もちろん新興国という括りに意味がないわけではない。途上国として先進国支配への抵抗を象徴的に示すことはよくあることである。BRICs は、2009年から毎年首脳会議を開催、2011年4月には南アフリカを正式に招請し BRICS とするとともに、G20 や世銀・IMF 総会開催時に BRICS の財務相・中央銀行総裁会議を開催することで合意、存在感を高めた。貿易分野では、途上国の利益代表として（20カ国グループ、G33 など）統一的な行動をとることが多い。また生物多様性条約締約国会議でも遺伝子採取・利益配分問題では概ね途上国の利益擁護の立場に立つ。アラブ諸国に同情的な BRICs は、2011年のパレスチナの UNESCO 加盟を一致して支持した。

しかし多くの問題で、実は新興国の対応は割れている。まず相互に懸案や対立を抱えていることを忘れてはならない。中印は国境紛争を抱え、南アジア（パキスタン、アフガニスタン）やベンガル湾—インド洋で勢力争いを繰り広げている。中ロも対米軸で結束することはあっても（上海協力機構）、制限的な対中武器移転や中国人のシベリア移民に見られるように相互に安全保障上の強い懸念を持っている。貿易問題では、中国の為替管理に関するブラジル・中国間の摩擦は大きい。安保理常任理事国の拡大で、中ロがインド、ブラジルをどの程度強く支持しているか不明である。そして重要な相違は国内体制の違いに発するものであろう。独立当初から選挙に基づく代議制を採用したインド、アパルトヘイト廃止以降の民主化した南ア、軍政終結と憲法改正後のブラジルは、民主勢力（IBSA）として、シリア制裁決議に見られるように、中国、ロシアとは一線を画した行動をとることが

多い。こうして国際秩序について先進国と新興国の「団交的なプロセス」は考えられないことである。

また新興国が現在の世界的な政治経済体制を全面的に作り変え、別の秩序の運用費用を自ら負担するというのは、個別新興国の能力から考えて合理的ではない。それは能力だけの問題ではなく、現在の国際秩序の性質にも関わっている。第二次世界大戦後、米国を中心に西側世界が作り上げた体制は、同盟その他の安全保障上のパートナーシップ、貿易・金融の制度、多様な国際組織のネットワークによって異例と言えるほどに制度化の度合いの高いものになった。それに対して新興国のいずれも、先進国のように強力な国際的連携を構築している国はなく、新興国の中にはイシューによって米国と強い連携を持つ国家もある。従って現在の秩序への挑戦は、例えば米中の覇権交代のような構図にはならず、中国と世界（諸制度）の対立になる可能性もある³⁷。

これらのことから新興国の秩序アプローチは、主として選択的、条件闘争的であろう。これは今後のガバナンスの強化や改善が、先進国にも新興国にとってもすべてか無かではなく、個別イシューごとに双方入り混じった連携関係の構築と交渉を通じる変容過程になることを示すものであろう³⁸。

4. 新興国をグローバル・ガバナンスにどうとりこむか

冷戦後に見られた体制収斂の見方は、超長期ではいざ知らず、短期・中期的には疑わしくなくなった。収斂論は、新興国も他の途上国も様々な迂回路を経ても、最終的には市場化、民主化により近似的な体制に至るとした。しかし新興国の規模、国内体制、発展段階、主権／内政不干渉原則の強調から考えると、先進国とのギャップは容易には埋まりそうもない。このため先進国中心の自由主義的な秩序と新興国の主権と力を重視する伝統的な秩序が、相互作用する状況は長期にわたって続くと考えなくてはならない³⁹。ただそういう中でも、新興国の高度成長も一因となって、グローバル・イシューは増大し、深刻化し続ける。つまりグローバル・イシューの解決と構造（力の分布）変化への適応を、並行して進めなくてはならない、複雑な時代を迎えたということである。

その中でグローバル・ガバナンスを如何にして発展させることができるであろうか。まずこの議論の前提を確認しておこう。グローバル・ガバナンスの改善・強化は不可欠であり、そのためには冷戦後の自由主義的な制度原則や規範は維持されなくてはならないということである。一つにはグローバル・イシューが今後も増えるからである。その多くはシステム全体が抱える問題であり、いずれの国家が優位になっても解決を迫られる。二つには、このような問題への対応には同意に基づく多国間主義的なアプローチが不可欠である。

二国間の相互主義的な処理にもっとも適さない問題群なのである。最後に自由主義的な秩序は、国際の秩序として最善ではなく、文化・宗教、経済発展の段階、政治システムによっては受け入れられない価値や規範を含むにしても、個々の人間の自由や権利を原理として組み立てられるという意味で、普遍的な性格を持っている。多様性に対しては寛容でなくてはならないが、それが指し示す方向付けはガバナンスを改善する基礎である。

これに対する新興国の利害は、誠にアンビバレントなものであるが、すでに見て来たように一方的に拒否すべきものとは認識されていない。先進国と新興国はとくにリーマン・ショック後の危機打開において相互に依存を深めており、金融危機の再来や世界的な不況などシステムの混乱によって切断されることは双方にとって死活的な問題であろう。最後に先に整理した新興国が条件闘争的なアプローチをとる場合の対応指針、および新興国が現行秩序を殆ど受け入れられなくなるシナリオを（主に中国を念頭に）考えてみたい。

まず新興国は、ほとんどのイシューについて最小コストで最大利益を得る条件闘争的なアプローチをとると考えられる。ここでは二つの対応が重要であろう。一つは、新興国が当面は先進国中心に作り上げた制度（原則、規則、手続き）のすべての履行が可能でないと、一定の成長段階に達した時には責任ある大国となることを受け入れさせることである。そのため途上国としての優遇を一定期間認めて制度の中に取り込むにしても、それはいずれ途上国待遇を「卒業」する時限的なものでなくてはならない。移行期間と「卒業」の時間表の設定である。それなしには、貿易にしても環境問題にしてもグローバル・イシューの解決は進展しない。グローバル化の下で急成長する国家が続出する時代には、成長国家がどの段階で、どのような義務を果たすべきかを明確にする規則が必要であろう。

もう一つ、上の規則は、新興国の国内のキャパシティ・ビルディング支援を伴うことが望ましい。新興国が国際合意をためらうのは、多くの場合経済的なコストや技術的な能力からくる国内履行能力の不足のためである。実施能力を高める国内制度の形成、法や手続きの整備支援、技術移転や要員訓練、資金支援などを「卒業」までの時間表に盛り込むことができれば、問題の解決に寄与するだけでなく新興国を国際制度に統合する意味ももつ。とりわけ環境問題においては、温暖化ガス排出削減だけでなく、新エネルギーの開発普及、エネルギー利用の効率化協力などは世界的な温暖化問題の解決に不可欠である。新興国が内需主導型経済に移行する際の、福祉制度の設計、小売チェーンのノウハウ、あるいは新興国が得手ではない行政と NGO の連携、金融危機の防止と事後対応のための国際／地域的な通貨安定・金融支援のメカニズムなど、多くの協力可能な事項であろう。新興国にとっても経済的インセンティブを伴う義務の方が受け入れやすい。

このような対新興国政策で重要なことは、既存の国際制度、さらにはグローバル・ガバ

ナンスの発展の中で、新興国が利益増大を図ることができ、また新興国の利害が反映されるように制度の方も順応することが分かるようにすることである。

他方、新興国が妥協できなくなるのは、どのような状況であろうか。これは既に見たところからも明らかなように国内現行体制が脅かされる場合であるが、これは国際的な軋轢に至るにしても多くは国内政治に起因する。新興国は依然として規制の多い統治を維持するため、時には強制力で埋めるしかない政治的正統性の脆弱性を孕んでいる。しかもこの弱さ（国内圧力）は「中所得国の罨」を切りぬける過程でさらに大きくなる。

この時期は新興国が成長した結果として、国際社会から市場規制の緩和、透明性、説明責任、さらには民主化を恒常的に求められる時でもある。完璧な情報統制はあり得ないから、こうした国際圧力はいずれ国内にも浸透する。国際的な批判と連動する国内圧力は、さらに権力の正統性を損なうであろう。この段階で遭遇する政策課題は余りに複雑で、どのような体制であれ簡単には乗り切れない。権威主義的な体質の体制が取りやすいのは「飴と鞭」の政策であるが、民衆の政府批判と「鞭」政策は往々にして悪循環を引き起こす。歴史的に見るとそこでの安易な対処法の一つは、排外的なナショナリズムに訴えて国威発揚型の対外強硬策と国内統制によって危機突破をはかることである。排外ナショナリズムの利用は政府の手を縛るから、国際的にはもっとも危険な局面を作り出すであろう。

以上は国力の増大に伴う権益拡大と不安定な体制維持の交錯から新興国が安全保障問題を引き起こす一つのシナリオである⁴⁰。南シナ海や東シナ海における領域争い、海底資源の開発、海軍の増強と太平洋への進出を考えると、中国は徐々にそのような局面に入っているのかもしれない。もちろん国力から考えて、一挙に世界的な秩序の再編に乗り出す可能性は低いから、米欧ロ、あるいはインドとは協調姿勢を保ちつつ、東アジア、東南アジアで勢力圏了解の形で地域大国としての地位、権益を確実なものにしようとするのかもしれない。

ここに至れば新興国への対応は、相互主義的な力の均衡政策以外なくなる。軍事的な対抗措置による抑止と危機管理が基本的な政策であろう。2011年に明確化したアメリカのアジア回帰と軍の再配置はその動きの始まりに見える。しかし力の均衡に基づく秩序に後退すれば、グローバル・ガバナンスなど考える余地もなくなろう。可能な限り対抗措置がセキュリティ・ジレンマの悪循環を引き起こさないように、無謀な行動がペイしないことを示す軍事力の配置、ドクトリンの発表、同盟強化、監視、権益の明確な主張など、出方に応じた「保険をかける (hedge)」政策が望ましい。軍事的な対抗措置は不可欠であるが、その他に相手の行動に修正を迫る多くの回路が利用できる状況があるからである。まずグローバル化時代の新興国との関係は、米ソの冷戦期とは異なり政治、経済、環境などの多

くのイシュー分野にわたって多面的であり、安全保障問題のみに集約されることはない。また世界的、地域的な制度、機構、フォーラムがネットワーク状に存在し、コミュニケーション回路が重層的に存在する。最後に、地域周辺国との連携を維持することで拡張主義的な新興国が孤立する状況を確保することも不可能ではない。

グローバル・ガバナンスの発展を考えるのであれば、先に述べた条件闘争的な交渉を強力に進めることで、新興国との関係が安全保障の対立軸だけをめぐるものにならないようにすることが最も重要ではないかと思われる。

おわりに

新興国の台頭は、冷戦後の発展しつつあったグローバル・ガバナンス、あるいはそれを可能にした自由主義的な体制を脅かす面がある。しかし新興国がたとえ先進国に全面的に入れ替わっても、グローバル・イシューは深刻化する。従って困難であってもガバナンスを向上させる方法を見出さなくてはならない。そしてグローバル化時代の新興国の台頭とそれが持つ国際関係は多面的、複合的であり、かつての帝国主義時代や米ソ冷戦期のようなゼロサム的に国力を競う状況ではない。グローバル・イシューに対処しなければ共倒れの可能性がある、そのような規範を強化することは可能であろう。

ここでは二つのことを述べた。一つは新興国の台頭でグローバル・ガバナンスにとって最悪のシナリオは、秩序のあり方、原理をめぐると対立が新興国の国内不安定と共振して安全保障問題に転化し、力の均衡を基礎とする伝統的な国際秩序に後退することである。ここでは、軍事的な意味での力の均衡政策に代わるものはなくなる。しかし軍事的な対抗措置とともに安全保障問題への転化の敷居を高くする政策も不可欠であり、それは不可能ではない。新興国は一枚岩的に、先進国中心の秩序に挑戦するわけではない。新興国を個別にみた場合、国力から見て代替的な国際秩序を創出できるとは考えられない。さらに新興国の中には新興国同士というよりも先進国と強い安全保障、経済の連携関係を持つ国家もある。イシュー別の、また多様な国家間の、さらに多面的な制度を戦略的に利用することで、対立が狭い安全保障問題に収斂するのを可能な限り防止するのが、グローバル・ガバナンスが発展する条件であろう。

もう一つは、力の分布が大きく変わりつつあるのだから、新しい大取引 (grand bargain) を通じて新興国の発言権を反映する、例えば G20 の決定メカニズムを強化し、新興国を積極的に現行秩序に取り込んでゆくということである。先進国中心の自由主義的秩序に耐用年数が来たわけではない。それは先進国中心から新興国を含むガバナンスに適応させることでさらに機能し得るし、課題はその中にグローバル・イシューを解決するメカニズムを

組み込むということなのである。自由主義的な制度は、時間はかかるが多様な利害の調整能力が高い。その過程で例えば京都議定書を脱退したアメリカに再び温暖化ガス排出削減の努力を求めるなど、先進国も適応せざるを得ない場面は多々生じよう。新興国が現行秩序の中でさらに成長可能であり、対等な地位が獲得でき、威信欲求も満たせることを納得できれば現行秩序は強化され、グローバル・ガバナンス発展の基盤も維持される。

重要なことは、新興国台頭に不安を募らせるのではなく、先進諸国がこれまで形成してきた国際秩序を支える諸価値と規範を改めて明示し、国際社会の長期的な発展方向を示し続けることである。長くかかるにしても、国際秩序が新興国を含んでさらに公正で、法の支配が浸透し、実効的なものに発展しなければ、グローバル・ガバナンスの強化も考えられないからである。

—注—

- ¹ H J. O’Niell, D. Wilson, R. Purushothaman and A. Stupnytska, “How Solid Are the BRICs,” *Goldman Sachs Global Economics Paper* (No.134, 2005).
- ² 納家政嗣「国際『共治』と安全保障問題の構図」納家、D. ウェッセルズ編『ガバナンスと日本』（勁草書房、1997年）、第7章。
- ³ R. Gilpin, *War and Change in World Politics* (Cambridge: Cambridge University Press, 1981); R. Keohane, *After Hegemony* (Princeton, NJ: Princeton University Press, 2005).
- ⁴ 毛利勝彦『グローバル・ガバナンスの世紀』（東信堂、2002年）。
- ⁵ グローバル・ガバナンス委員会『地球リーダーシップ』京都フォーラム監訳（NHK出版、1995年）。
- ⁶ 国連における人権・人道問題、人間の安全保障論に連なり、21世紀に入ってからの国連改革に向けたハイレベル・パネル報告書（*A More Secure World*, 2004年）、K. アナン事務総長報告（*In Larger Freedom*, 2005年）へ展開したと言える。
- ⁷ Oran Young, *Global Governance* (MIT Press, 1997). イシュー分野別のレジームの形成、変容、レジーム間の相互作用、私的なレジームの実証研究も積み重ねた。V. Rittberger and P. Mayer, eds., *Regime Theory and International Relations* (Oxford: Oxford University Press, 1995).
- ⁸ モートン・オーゴ「史的唯物論のグローバル化研究」中谷義和編『グローバル化理論の視座』（法律文化社、2007年）。本山美彦編『「帝国」と破綻国家』（ナカニシヤ出版、2005年）。田口富久治・鈴木一人『グローバリゼーションと国民国家』（青木書店、1997年）。
- ⁹ A. Giddens, *Runaway World: How Globalization is Reshaping Our Lives* (Routledge, 2002) .
- ¹⁰ M. Barnett and R. Duvall, eds., *Power in Global Governance* (Cambridge: Cambridge University Press, 2005). Robert Cox, “Towards a Posthegemonic Conceptualization of World Order,” R. Cox and T. Sinclair, eds., *Approaches to World Order* (Cambridge: Cambridge University Press, 1996).
- ¹¹ William E. DeMars, *NGOs and Transnational Networks* (London: Pluto Press, 2005).
- ¹² 議論の広がり、Rorden Wilkinson, ed., *The Global Governance Reader* (Routledge, 2005) .
- ¹³ Dani Rodrik, *Globalization Paradox* (NY: Norton, 2011); M. スペンス『マルチスピード化する世界の中で』土方奈美訳（早川書房、2011年）320-336頁。
- ¹⁴ J. N. Rosenau and Ernst-Otto Czenpiel, eds., *Governance without Government: Order and Change in World Politics* (Cambridge: Cambridge University Press, 1992).
- ¹⁵ 一つは伝統的な見方で、主権国家体制における秩序の最初の契機は、力の均衡に基づく自製の相互化と見る。国際社会は力という意味で格差の大きい社会であり、それが秩序の基礎になるとする。現実主義にとって国際社会は無統治ではない。例えば覇権国が疑似政府的機能を果たすし、国連安保理やG7が集団的に統治機能を果たす。もう一つの自由主義的な秩序論は究極的に個人レベルで自由と福祉の強化を追求し、主体は合理的で学習するという前提から協調によって全体の利益の増大を図る高度な国際秩序が可能とする。協調規則とただ乗り・裏切り防止の履行メカニズムの発展で秩序の高度化が可能と見る。現実主義と自由主義が相容れないのは、協調を高めるほど利益は大きくなるが国家の

- 自立性は低下するというトレード・オフが作用するからである。
- 16 典型は、国内制度の擦り合わせまで求める貿易自由化、誰が CO₂ を排出しても地球全体のダメージになる地球温暖化、多くが国内で発生するが規範的にグローバルな問題とされる貧困や人道問題、主権を制約してでも国際社会の攪乱を防止しなくてはならない大量破壊兵器拡散問題など。J. L. Seitz, *Global Issues: An Introduction* (2nd ed.) (Malden, MA., :Blackwell, 2002.)
- 17 山本吉宣『国際レジームとガバナンス』(有斐閣、2008年) 168-173頁。Helen V. Milner and Andrew Moravcsik, eds., *Power, Interdependence, and Nonstate Actors in World Politics* (Princeton, NJ: Princeton University Press, 2009).
- 18 1995年、Lynne Rienner から創刊された *Global Governance* の最近の編集方針にそれが表れている。Tom Farer and Timothy D. Sisk, “Enhancing International Cooperation: Between History and Necessity,” *Global Governance* (Vol.16, 2010), pp.1-12.
- 19 グローバル・ガバナンス論の分かりにくさは、国際秩序のどこまでをグローバル・ガバナンスとして切り取るかについて、共通理解を作れないことから生じる。
- 20 新保守(ネオコン)とされた J. ボルトン元国務次官はグローバル・ガバナンスをアメリカから主権を奪うと敵視した。John Bolton, “Should We Take Global Governance Seriously?,” *Chicago Journal of International Law* (I, no.2, 2000). また英国学派は概して批判的である。J.メイヨール『世界政治』田所昌幸訳(勁草書房、2009年)。Andrew Hurrell, *On Global Order* (Oxford: Oxford University Press, 2007).
- 21 最初のは D. Wilson and R. Purushothaman, “Dreaming with BRICs: The Path to 2050,” *Goldman Sachs Global Economics Paper*; No.99, 2003;改訂版が J. O’Niell, D. Wilson, R. Purushothaman and A. Stupnytska, “How Solid Are the BRICs,” *ibid.*, No.134, 2005; また D. Wilson and A. Stupnytska, “The N-11: More than an Acronym,” *ibid.*, No.153, 2007. ジム・オニール『次なる経済大国』北川知子訳(ダイヤモンド社、2012年)。各国の状況は、みずほ総合研究所『BRICs』(東洋経済新報社、2006年)。
- 22 19世紀末の第二次産業革命の波に乗って成長した欧米日3極の基本パターンが続いてきた。システムの基本認識や外交、安全保障政策などの運用ノウハウまで、国際政治学として第一次世界大戦後にこのシステムを基礎に発展した。「力の移行」について A.F. K. Organski, *World Politics* (NY., Random House, 1958); Ronald L. Tammen, et al., *Power Transition* (NY., CQ Press, 2000).
- 23 ネクスト 11 は、バングラディッシュ、エジプト、インドネシア、イラン、韓国、メキシコ、ナイジェリア、パキスタン、フィリピン、トルコ、ベトナムをいう。
- 24 Aaron L. Fredberg, *A Contest for Supremacy* (NY., Norton, 2011).
- 25 Roland Dammreuther, *International Security* (Cambridge: Polity, 2009).
- 26 R. Mukherjee and D. M. Malone, “From High Ground to High Table: The Evolution of Indian Multilateralism,” *Global Governance*, 17-3, July-Sept. 2011.
- 27 太田英明『IMF』(中公新書、2009年) 152-163頁。
- 28 主要メカニズムとして機能するかどうかはまだわからない。藤井彰夫『G20 —先進国・新興国のパワー・ゲーム』(日本経済新聞社、2011年)。M. Beeson and S. Bell, “The G-20 and International Economic Governance,” *Global Governance*, (No.15, 2009), pp.67-86.
- 29 BRICs の多国間主義の分析として、“Emerging Powers and Multilateralism in the Twenty-First Century,” special Issue of *Global Governance*, Vol.17, No.3 (July-Sept. 2011).
- 30 D. Wilson and A. Stupnytska, “The N-11,” *op cit.*
- 31 *Forbes* のビジネス環境ランキング(2010年)では、南ア 34位、トルコ 46位、ブラジル 62位、インドネシア 74位、インド 77位、中国 90位、ロシア 97位など。
《http://www.forbes.com/lists/2010/b/best-countries-10_Best-countries-for-Business_Rank.html》、2012年2月15日。中国は15年間非市場経済国としてWTOに加盟、米、EUなどはいまだ市場経済国とは認定していない。
- 32 M. スペンス『マルチスピード化する世界』、132頁。
- 33 中国についての検討は、C. Fred Bergsten, et al., *China’s Rise: Challenges and Opportunities* (Washington, DC: Peterson Institute for International Economics, 2009).
- 34 新興国の民主化は、南ア 30位、インド 40位、ブラジル 47位、インドネシア 60位に対してロシア 107位、中国は 136位である。Economist Intelligence Unit, *Democracy index 2010: Democracy in Retreat*, Economist Intelligence Unit Limited 2010.
- 35 世銀、PKO その他の制度における中国のアプローチについて、Stephen Olson and Clyde Prestowitz, *The Evolving Role of China in International Institutions* (Washington DC, The Economic Strategy Institute, 2011). 部分的に先進国除外の制度形成も見られるという。
- 36 S & D について、A. D. Mitchell and T. Voon, “Operationalizing special and Differential Treatment in the World Trade Organization,” *Global Governance*, No.15 (2009), pp.343-357. グローバル・インバランスについて、中林伸一『G20 の経済学』(中公新書、2012年)、24-40頁。
- 37 G. J. Ikenberry, *Liberal Leviathan* (Princeton NJ.: Princeton University Press, 2011).
- 38 アドホックな外交グループの活動は過渡期の動きとして注目される。リビア問題でのカイロ・グルー

プ、シリアの連絡グループなど。核不拡散では、イランに対する P5+独、北朝鮮を含む 6 カ国協議など、事例は増えている。

³⁹ 3 圏論は次にある。R.クーパー『国家の崩壊』北沢格訳（日本経済新聞社、2008 年）。複合状況については PHP「日本のグランド・ストラテジー」研究会『日本の大戦略』（PHP 研究所、2012 年）。Beth Simmons, F. Dobbin, and G. Garrett, eds., *The Global Diffusion of Markets and Democracy* (Cambridge: Cambridge University Press, 2008).

⁴⁰ 以下は漂流、分裂、欧州協調再来、紛争の 4 シナリオを示す。この安全保障問題は国内崩壊から生じる 4 番目のシナリオに近い。National Intelligence Council and EU Institute for Security Studies, *Global Governance 2025: At a Critical Juncture* (Sept. 2010).